



平成26年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社カワタ
代表者名 代表取締役社長 白井 英徳
(コード：6292、東証第二部)
問合せ先 取締役管理部門統括 白石 互
(TEL. 06—6531—8211)

訴訟の決定に関するお知らせ

平成26年4月22日付「訴訟の判決に対する上告受理申立てに関するお知らせ」のとおり、当社を被控訴人とする訴訟に関して、知的財産高等裁判所より判決の言い渡し後、当該判決につきまして、株式会社松井製作所より上告受理申立てが最高裁判所に行われておりましたが、今般、上訴審として受理しない旨の決定が言い渡され、本日決定正本が送達されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決定があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：平成26年11月13日

2. 訴訟の経緯

- | | |
|------------|---|
| 平成20年8月22日 | 株式会社松井製作所は当社に対し、2億2000万円の損害賠償等を求めて大阪地方裁判所に訴訟を提起 |
| 平成25年2月21日 | 大阪地方裁判所は、当社に対して損害賠償金6,875,290円の支払い、訴訟費用の3分の1の負担を命じる判決を言渡し |
| 平成25年3月7日 | 株式会社松井製作所は、同判決を不服として、1億1000万円の損害賠償等を求めて知的財産高等裁判所に控訴を提起 |
| 平成25年5月15日 | 当社は、同控訴に附帯して大阪地方裁判所の言い渡した判決に対して控訴を提起 |
| 平成26年3月27日 | 知的財産高等裁判所は、当社に対して損害賠償金6,350,142円の支払い、訴訟費用の |

3分1の負担を命じる判決を言渡し

平成26年4月8日 株式会社松井製作所は、同判決を不服として、最高裁判所に上告受理申し立て

平成26年11月13日 最高裁判所は、上告受理申し立て不受理を決定

3. 上告受理申し立てを行った者

- (1) 商号 株式会社 松井製作所
- (2) 登記上本店 大阪市中央区谷町6丁目5-26
- (3) 本社所在地 大阪市中央区城見1丁目4-70
- (4) 代表者 代表取締役社長 松井宏信

4. 決定の内容

- (1) 本件を上告審として受理しない。
- (2) 申立費用は申立人の負担とする。

5. 今後の見通し

現時点においては、本決定が業績に与える影響は明らかではありませんが、今後開示すべき事項が明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

以 上